

滋賀県業務継続計画（震災編）
（第2版）

平成27年4月

滋 賀 県

目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象とする事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 業務継続の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 他の計画等との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 業務影響度分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 非常時優先業務の洗出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 業務開始（再開）目標時間の設定・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 業務執行体制の確保

- 1 業務執行体制の確保の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 職員の参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 指揮命令系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 安否確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 人員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 業務引継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7 庁内の応援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 受託業者の業務継続体制の確保・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 執務環境の確保

- 1 執務環境の確保の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 執務スペース（本庁舎）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 通信手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 電源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 トイレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 職員の食料等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5章 今後の取組

- 1 業務継続力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 教育・訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 業務継続計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では広域にわたり甚大な被害が生じ、地元自治体において庁舎や職員が被災し行政機能を喪失した事例も見られたところである。一方で、緊急時に事業を継続するために優先すべき業務や人員の配置・役割分担等について、震災前に策定した計画に基づき、早期に事業再開を可能にした企業があったという事例もある。

地震が発生した場合、この震災でも見られたように県の本庁舎も被災し、職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な資源に制約が生じる可能性がある。

県は、このような状況下でも、組織として活動できるよう、業務に必要な資源を確保するとともに、地震の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「滋賀県地域防災計画」等の計画、各部局で整備しているマニュアル等に基づき、災害応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務を含む。以下同じ。）を実施しなければならない。

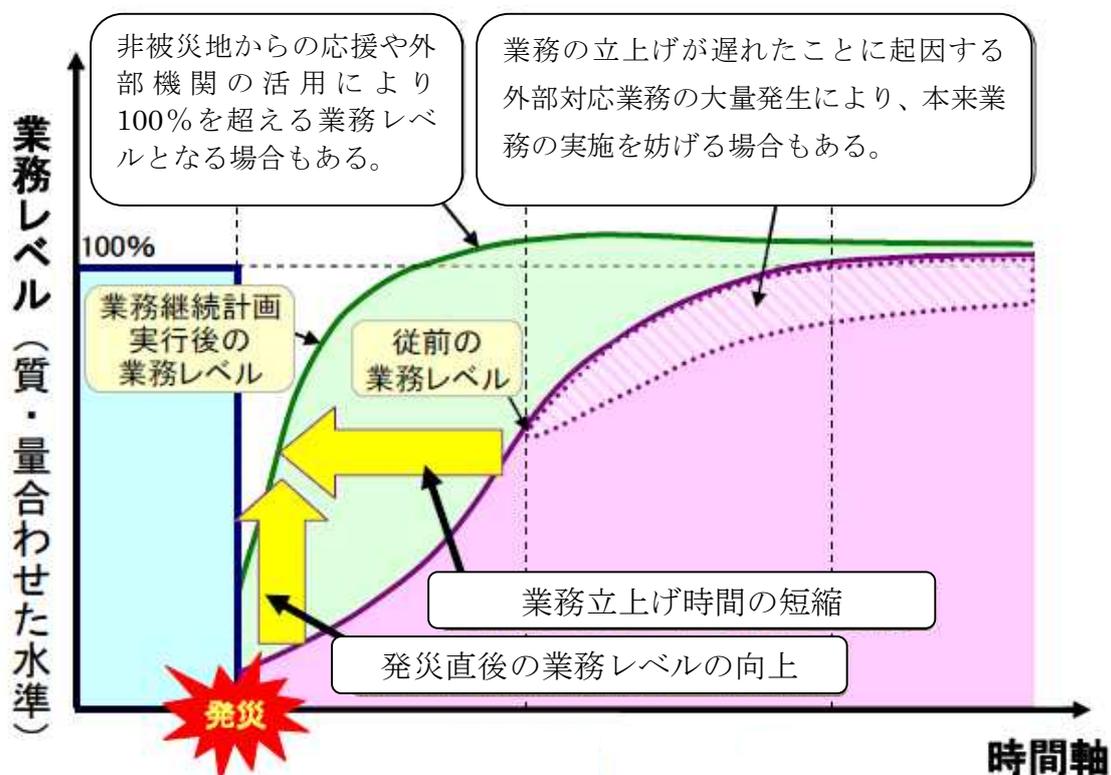
また、県は、普段から実施している県民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない業務（以下「優先通常業務」という。）も継続して実施しなければならない。

国においては業務継続の重要性に鑑み、平成22年4月23日付け府政防第313号および消防災第195号各都道府県知事あて内閣府政策統括官および消防庁次長通知「「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」について（通知）」を发出しており、また、防災基本計画では「国、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。」と明記されている。

こうした状況を踏まえ、災害応急対策業務および優先通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の実施に関する基本的な考え方および必要な体制整備について定める滋賀県業務継続計画（震災編）（以下「業務継続計画」という。）を策定するものである。

各所属長は、業務継続計画に基づき、業務継続体制を具体的に整備し、発災時における業務の継続性を確保するものとする。

図1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ



内閣府（防災担当）「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】（平成22年4月）」を引用

2 対象とする事象

琵琶湖西岸断層帯による地震や南海トラフ巨大地震等、通常の体制では県の業務継続が難しくなるような大規模な地震（以下「大規模地震」という。）を対象とする。

【参考 滋賀県地震被害想定より

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/20140319higaisoutei.html>)】

	県庁周辺において想定される震度	県内において想定される最大震度
琵琶湖西岸断層帯による地震	7	7
花折断層帯による地震	7	7
南海トラフ巨大地震	6弱	6強

3 業務継続の基本的な考え方

大規模地震の発生時においても、県民の生命・財産等を守り、社会・経済に生じるおそれのある支障を緩和・解消するため、以下の考え方に基づいて業務継続体制を整備する。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 業務を実施できない時間が経過することによる影響度の観点から、非常時優先業務を洗い出し、業務を開始または再開する目標時間（※）を設定する。② それぞれの非常時優先業務の実施に必要な資源および業務遂行上の課題・対応方法等を整理する。 |
|---|

※ 参照：第2章 4



また、大規模地震が発生した際には、次の考え方により業務継続を図る。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 非常時優先業務の実施に万全を尽くす。② 非常時優先業務の実施に必要な職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等、業務に必要な資源を優先的に確保することとし、優先通常業務以外の通常業務については、休止・縮小する。その後、業務に必要な資源が回復するに従い、非常時優先業務の実施に影響を与えない範囲で順次再開する。 |
|--|

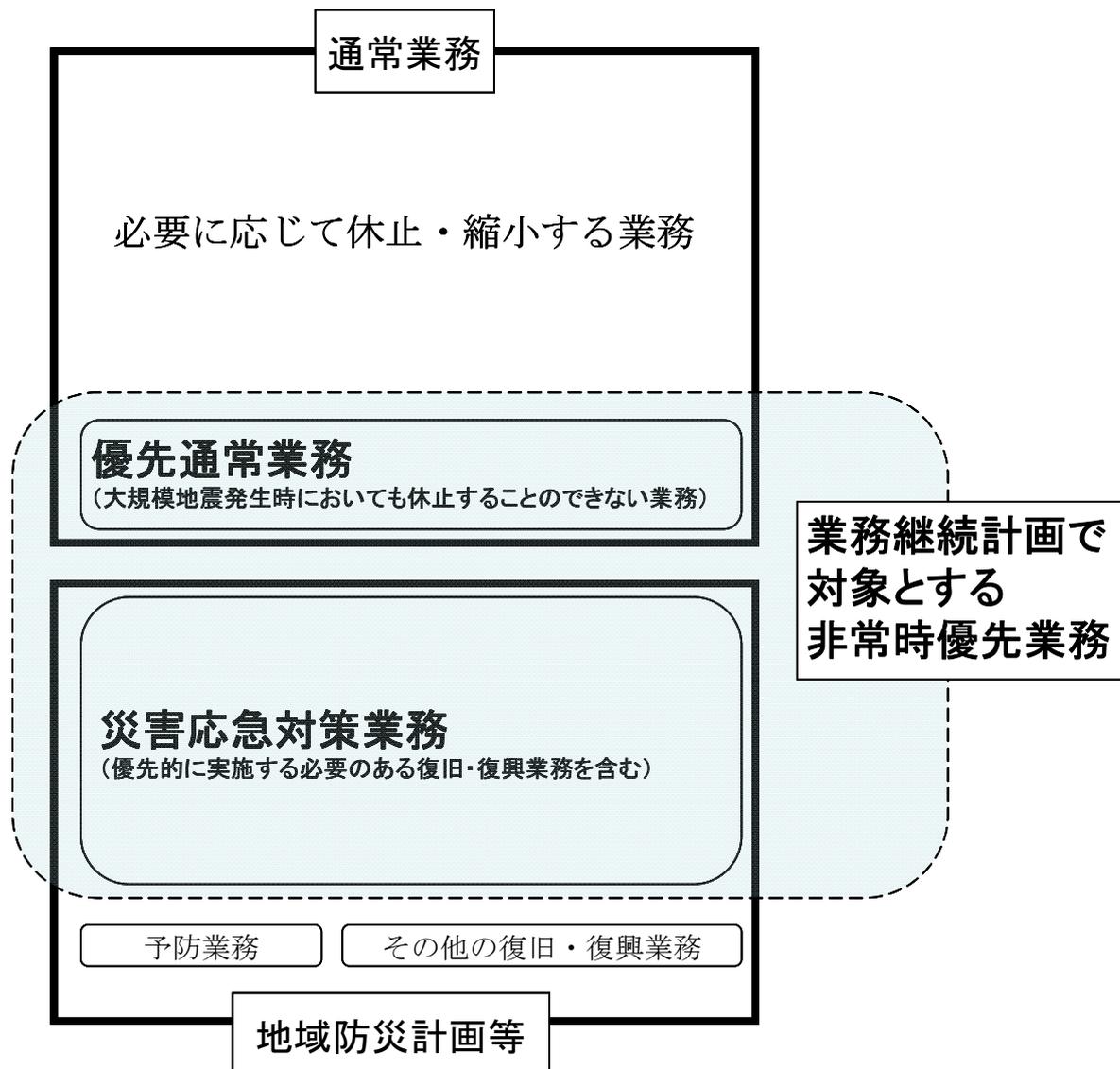
4 他の計画等との関係

県では、地震発生時における災害対応業務について、「滋賀県地域防災計画」等の計画を定めているほか、各部局でマニュアル等を整備している。

しかし、これらは基本的に被害や損失の拡大を防止するために県がすべき業務を記載したもので、県の本庁舎の被災を前提として策定したものではない。

業務継続計画は、大規模地震の発生により本庁舎が被災することを前提に、制約された環境の中でどのような業務をいつまでに実施する必要があるのか、その実現のためにはどのような資源が必要なのか等を整理するものであり、この業務継続計画に基づく業務継続体制を整備することにより、業務継続性の確保を図ることができるものとなる。

図2 非常時優先業務のイメージ



内閣府(防災担当)「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】(平成22年4月)」を参考に作成

第2章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

1 基本的な考え方

大規模地震が発生し、県の本庁舎の被災、職員・家族の被災等により、業務に必要な資源に制約が生じた場合、全業務を普段どおりに実施することは難しいことから、それぞれの業務を分析し、休止・縮小による社会的影響が大きい業務を優先的に実施する必要がある。

そのため、全業務について、その業務を実施できないことによる影響度の観点から、業務影響度分析を実施し、その影響度分析を踏まえて非常時優先業務の洗出しおよび業務開始（再開）目標時間の設定を行う。

その上で、業務開始（再開）目標時間までに業務を実施するために必要な資源、障害となる可能性のある事項を整理し、対策を検討する。

なお、業務継続計画の対象となる非常時優先業務に該当するかの判断は、あくまで、大規模地震の発生により資源が制約されているという状況下におけるものであり、平常時における業務の重要性・評価とは判断基準が異なることに留意する必要がある。

2 業務影響度分析

業務影響度分析にあたっては、業務を開始（再開）できない時間が経過することにより発生する社会的影響および批判の観点から検討する。

具体的には、表1に示す「影響度区分」と「※ 影響度の判断の視点」を考慮して、それぞれ1時間、3時間、6時間、12時間、24時間、72時間、1週間、2週間以内に業務を開始（再開）できない場合の影響度を検討する。

表 1 影響度区分

区分	内容
影響度大	<p>業務開始（再開）目標時間までに開始（再開）できなかったことにより相当の社会的影響が発生する。</p> <p>社会的な批判が発生し、過半以上の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。</p> <p>【影響度大の状況が発生すると考えられる業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の生命・財産等に著しい影響が発生する業務 ○ 県の意思決定や、非常時優先業務の実施に必要な内部管理業務
影響度中	<p>業務開始（再開）目標時間までに開始（再開）できなかったことにより社会的影響が発生する。</p> <p>社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。</p> <p>【影響度中の状況が発生すると考えられる業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 影響度大に該当しないが、社会的影響が発生する業務
影響度小	<p>業務開始（再開）目標時間までに実施できなかったことにより若干の社会的影響が発生する。</p> <p>しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。</p>

内閣府（防災担当）「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版【解説】（平成22年4月）」を参考に作成

※ 影響度の判断の視点

(1) 休止等による社会的影響の有無

- ア 県民の生命・安全に支障があるか。
- イ 県民に不利益・不公平が発生するか。
- ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

(2) 県の他の業務への影響の有無

- 休止・中断により、県機能や災害対策本部等の業務に大きな支障があるか。

(3) 法令上の処理期限等の有無

- 法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

- ※ 許認可や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として検討するが、法令や制度の弾力的運用や見直しについても検討する。

3 非常時優先業務の洗出し

上記2を踏まえて、大規模地震の発生時において、優先的に実施する非常時優先業務の洗出しを実施する。

非常時優先業務の選定にあたっては、基本的に、発災後2週間以内に業務を開始（再開）できなかったことにより社会的影響（影響度大または影響度中）が発生する業務を対象とする。これは、大規模地震が発生してから一定期間が経過すれば、業務に必要な資源も回復し、通常の体制で業務を実施できるようになると考えられることから、作業効率等も考慮して選定するものである。

4 業務開始（再開）目標時間の設定

上記3により、非常時優先業務として選定した業務については、業務影響度分析の結果を踏まえて、それぞれの業務について実施すべき業務開始（再開）目標時間を設定し、その業務開始（再開）目標時間を達成するための体制を検討する。

業務開始（再開）目標時間とは、上記3により洗い出した業務で社会的影響が影響度大または影響度中のものについて、発災後2週間以内の中で、いつ頃までに業務を開始（再開）する必要があるかを検討した結果、それぞれの業務を開始（再開）する目標時間のことをいう。ここでの、「開始（再開）」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

なお、非常時優先業務には、優先通常業務だけでなく災害応急対策業務も含まれるので、この両者について業務開始（再開）目標時間を設定することに留意する。

第3章 業務執行体制の確保

1 業務執行体制の確保の必要性

県においては、大規模地震により業務の執行に制約が生じた状況において、第2章における業務開始（再開）目標時間までに、非常時優先業務を実施するための業務執行体制の確保が必要になる。

この章では、このような業務執行体制を確保するために必要なことを整理する。

2 職員の参集体制

(1) 緊急初動対策班要員

県では、県内で震度5弱以上の地震が発生した場合、情報収集等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため緊急初動対策班を設置することとし、要員をあらかじめ指名している。

この要員の指名にあたっては、各部局業務継続計画による非常時優先業務を実施する職員は対象外とする。

(2) 参集基準

非常時優先業務を速やかに実施できるように「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」に定めた配備基準を参考に参集基準を確立する。

【滋賀県地域防災計画（震災対策編）災害応急対策計画 地震時の職員の配備基準】

	震度階級	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
	体制	災害警戒本部		災害対策本部
緊急初動対策班要員	班長・副班長	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。		
	班長・副班長を除く要員	自宅待機	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁し、所定の業務に着手する。	
上記以外の職員	次長級以上の職員	勤務公署へ参集		
	非常時優先業務を実施する職員	あらかじめ定められた公共機関に自主登庁する。		
	その他の職員	自宅待機とする。	「滋賀県防災行政無線」を設置している最寄りの県の機関（県庁、土木事務所）に自主登庁し、県本部の指示を受けるものとする。	

(3) 参集の判断

上記（2）の基準に基づいた自主的参集を原則とする。

3 指揮命令系統

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するために、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する。

「滋賀県事務決裁規程」および「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」を参考とする。

4 安否確認

県職員は安否確認システムから自動送信される安否確認メール等により自らの安否を所属に報告することとし、各部局等は職員の安否を取りまとめたうえで人事班（もしくは人事課）をとおして災害対策本部（もしくは災害警戒本部）長へ報告することとする。

なお、システムがダウンした際や、安否確認システムに登録できない職員の安否確認は、このシステムによらずに各所属で連絡網などを整備し、行うものとする。

5 人員計画

（1）必要人員等の把握

非常時優先業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。特に特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務に留意する。

（2）参集困難職員の想定

大規模地震の発生時には、職員および家族等の被災、交通機関および道路の利用への影響等により、参集できない職員の発生が想定されることから、「6 業務引継」や「7 庁内の応援体制」に示す方法等により非常時優先業務の実施を確保する。

6 業務引継

非常時優先業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容および関係資料（電子媒体を含む。）の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備する。

7 庁内の応援体制

（1）所属の取組

各所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制を検討する。また、迅速に応援を要請できるよう、具体的に応援を要請する予定人数を検討するとともに、マニュアル等の必要となる資源を確保する。

（2）部局等の取組

ア 各部局幹事課等は、部局等内各所属の業務および人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。

イ 対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。このことについて部局等内での対応が困難な場合は、滋賀県地域防災計画に記載された県災害対策本部（1課1班体制）における応援のための動員を行う各班（課）に準じ、これらの班（課）を通じて他部局等の応援を検討する。

8 受託業者の業務継続体制の確保

非常時優先業務の実施または実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されてい

る場合は、受託業者が大規模地震の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

また、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合に備えた対応策を検討する。

同様に、非常時優先業務の実施に必要な物資の調達についても、調達先の体制を確認するとともに、必要に応じて代替調達先や物資の備蓄等を検討する。

9 その他

所属長は、上記のほか、非常時優先業務を業務開始（再開）目標時間内に実施するために、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し対策を検討する。

第4章 執務環境の確保

1 執務環境の確保の必要性

県においては、大規模地震により県の本庁舎が被災し、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な執務環境に制約が生じた状況において、非常時優先業務を実施するための資源（執務環境）の確保が必要になる。

この章では、このような執務環境を確保するために必要なことを整理する。

2 執務スペース（本庁舎）

（1）現状

大規模地震が発生した場合、県の本庁舎は部分的な損傷が生じるおそれがあるが、構造物全体の耐力の低下は著しくないと見込まれる。

（2）本庁舎に被害が発生した場合の対応

県の本庁舎は、人命の安全確保は図られる見込みであるが、本庁舎の被害状況については「滋賀県庁舎消防計画(本庁等)」による自衛消防組織を利用し、地区隊（本庁各課）からの情報を本部隊(総務課)で把握した後、安全が確認できない箇所についてはその旨の周知や立入り制限を行う。また、安全や業務継続への影響が大きい箇所については早急な復旧を行うものとする。

今後は、非常時優先業務を実施するために必要となる執務室（面積）および復旧させる執務室の優先度等を把握し、代替執務室の確保や、復旧の方法を事前に検討していくものとする。

3 通信手段

（1）現状

ア 通信事業者回線

県庁舎では電話交換機を二重化し、事故や故障を未然に防ぐとともに、電話交換機用に直流電源装置を設け、停電時にも対応できるようにしている。

イ 防災行政無線

防災行政無線は、県機関、市町、防災関係機関相互の通信手段として整備し、無線機の二重化、一部回線の二重化を図っている。

（2）通信手段が利用できない場合の対応

ア 通信事業者回線

総務課は、電話交換機の故障が発生している場合はこれの復旧を急ぐとともに、仮設電話の設置に努めるものとする。通信事業者側の原因で通信ができない場合は、優先的な復旧を依頼するなど早期の回復に努める。

イ 防災行政無線

防災危機管理局は、設備の故障が発生している場合はこれの復旧を急ぐ。

これらの具体的な手順等については、さらに検討を行うものとする。

(3) 今後の取組

ア 通信事業者回線

総務課は、電話交換機の定期的なメンテナンスを実施し、故障等の発生がないように努めるとともに、故障が発生した場合でも、早期の復旧が可能なように交換部品等を備蓄しておくものとする。

今後は、非常時優先業務を実施するために必要な最低限の電話台数の検討を行う。

イ 防災行政無線

防災行政無線は運用開始後 14 年を経過しており老朽化が進行しているが、防災危機管理局は、適切に保守点検や修繕を行い機能維持に努めるとともに滋賀県危機管理センター基本計画に基づき更新を行う。

4 情報システム

情報政策課は、庁内の大半の業務システムの運用基盤となっている行政情報ネットワークの機能を維持し、障害発生時は早期復旧を行う。

また、行政情報ネットワーク上で運用される全庁共通利用システム（※）の機能維持と障害からの早期復旧にあたる。

※職員認証基盤、総合事務支援システム、インターネット接続、LGWANへの接続、ファイルサーバ、大容量ファイル転送、県ホームページ等

なお、個別の業務システムについては、そのシステムの所管課が現状把握を行い、大規模地震の発生時の対応および行政情報ネットワークや全庁共通利用システム停止時の必要な対策を検討する。

(1) 現状

ア ネットワーク

- ・ 「びわ湖情報ハイウェイ」における基幹的なネットワークでは、県内 6 カ所のアクセスポイント（以下「AP」という。）、および県庁と各合同庁舎（大津、木之本を除く。）を商用回線で相互に結んでおり、各 AP 間で直接通信が可能で、他 AP の被災の影響を最小限に抑える構成となっている。また、回線の二重化も行っている。
- ・ 県機関庁舎内の行政情報ネットワークについては、一定の代替機器を確保（保守業者保管）している。

イ サーバ等

- ・ 全庁共通利用システム、電子入札等の機器については、被災しても運用継続が可

能なデータセンターに設置している。

- データセンターとは地理的に離れた位置（湖北 AP）にサブセンターを設置し、データセンターの重要機能をサブセンターにバックアップすることにより、万一データセンター自体が被災した際の運用継続を可能としている。
- その他のシステム機器は、一定の耐震措置を施し本庁舎内電子計算機室およびルータ室に設置している。停電時は、無停電電源装置を利用して安全にシステム停止を行い、給電の回復を待つこととなる。

ウ 運用体制

- ネットワークについては、保守事業者のリモート監視により、障害発生箇所の早期把握が可能な体制を整備している。また、担当職員が遠隔地から夜間、休日も状況確認可能なリモート環境を整備している。

【参考】資源が制約された環境でのシミュレーション

①ネットワーク

びわ湖情報 ハイウェイ	AP ～県庁・合同庁舎	・商用回線に障害があれば、発災後 6 時間後に復旧される。
	AP ～各県機関	・商用回線に障害があれば、発災後 12 時間以降に順次復旧される。
行政情報ネットワーク (本庁舎・合同庁舎内)		・構内通信経路に障害がなければ、復電後すぐ復旧される。 ・構内通信経路に障害があれば、週～月単位の時間が必要となる（機器の交換等には週単位、光回線の断裂への対応には月単位の時間が必要のため。）。

②全庁共通利用システム

データセンターに設置されているシステム	<ul style="list-style-type: none"> 使用機器またはネットワークに障害があるなど、各種システムが利用できなくなった時点で、サブセンターでの運用に切替える。 データセンター、サブセンターともに障害がある場合は、ネットワーク回復後 48 時間以降に復旧される（保守業者による現地点検・症状把握、必要部品の手配・入手、交換作業・確認が必要のため。）。
本庁舎内電子計算機室等に設置されているシステム	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎の安全確認および電気、ネットワークの回復後、週単位の時間が必要となる可能性がある（職員による外観確認で問題がなければ、手作業で起動処理を行う。起動が行えない場合、保守業者による現地点検・症状把握、必要部品の手配・入手、交換作業・確認が必要のため。）。

(2) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応

情報政策課は、ネットワークのリモート監視または所属からの連絡により障害発生箇所を把握し、職員による復旧または運用受託事業者への優先的な対応依頼により、早期復旧を図るとともに状況に応じて必要最低限の機器および回線確保について事業者に支援を要請する。

これらの具体的な手順等については、さらに検討を行うものとする。

(3) 今後の取組

ア 県庁舎内情報通信基盤の安全対策の拡充

- ・ 県庁舎内の情報通信基盤について、輻輳した通信経路や施設の老朽化への対応が急務であり、設置場所も含めた総合的な対策を検討する。

イ 機器の安全対策の拡充

- ・ 電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）について、落下・転倒防止のための固定措置を検討する。
- ・ 各部局の執務室に設置された業務用サーバについて、各業務の影響度に応じて、固定措置の実施、代替機器の確保、より震災耐性に優れた施設への移設などを進め、サーバ設置環境の安全性向上を図る。

ウ 災害時対応体制の強化

- ・ 大規模地震の発生を想定した広域的な応援体制について、運用受託事業者に構築を依頼する。

5 電源

(1) 現状

県庁舎への商用電源については、関西電力より特別高圧電力の常用・予備2回線で受電しており停電の可能性はより低いものとなっている。さらに、大規模地震の発生により万が一電力の供給が停止することがあっても、東館地下にある非常用発電機により、最大需要電力の約40%の電力を10時間程度供給することが可能である。

また、電力の供給が停止することを仮定した非常用発電機の始動試験を実施し、円滑に電源切替が可能となるよう準備している。

なお、本館にある無線統制室、無線機械室および防災対策会議室については、停電時に備え、非常用発電機を本館に設置しており、電力の供給が可能である。この非常用発電機の燃料は約50時間分を準備している。

(2) 電源が利用できない場合の対応

電気設備の安全性を確認した後、上記(1)のとおり非常用発電機により電源の供給を行う。ただし、非常時優先業務を実施するために最低限必要な機器類、パソコンやプリンターの電源を優先し、空調設備については運転を行わないものとする。

非常用発電機の運転可能時間を超えた場合や非常用発電機が故障し、給電ができなくなった場合のため、非常時優先業務を実施するために必要な電源の容量（非常用発電機による給電が必要となる執務室等および期間）の把握および電力会社から本庁舎への復電に見込まれる時間等を考慮し、仮設の発電機やケーブル等による給電計画を検討するものとする。

(3) 今後の取組

総務課は、東館地下に設置された非常用発電機についてメンテナンスを実施し、非常時に常に運転が可能なる状態を保つとともに、非常用発電機更新時には空冷式の発電機等、

災害に強い発電機の導入を検討する。

6 トイレ

(1) 現状

下水道の機能が停止した場合、トイレは利用できない。速やかに備蓄している仮設トイレの設置を行う必要がある。

また、上水道の供給が停止した場合、平常時の利用状況でおよそ 0.5 日分の利用が可能な貯水量を高置水槽に確保している。

(2) トイレが利用できない場合の対応

県庁舎内の受水槽・貯水槽内の水の確保を最優先する。また、県庁舎内の給排水設備に破損等が発生している場合は、その復旧に努めるとともに、上水道供給者や下水道管理者に対し優先的な復旧を依頼する。仮設トイレが必要な場合はこれの設置を行う。

(3) 今後の取組

非常時優先業務を実施するために必要な人員、仮設トイレが必要となる期間、受水槽等に確保できる水量の把握および下水道の復旧状況等を総合的に考慮し、仮設トイレの必要台数等について検討を行う。また、給排水設備の早期復旧を図るため、確保が難しい資材については備蓄を検討する。

7 職員の食料等

非常時優先業務を実施するために職場に参集する際に、職員は1食分の食料および飲料水ならびに生活必需品を持参するよう周知するとともに、3日分の食料および飲料水の確保について検討を行う。

8 その他

各所属長は、上記のほか、非常時優先業務を業務開始（再開）目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し対策を検討する。

第5章 今後の取組

1 業務継続力の向上

業務継続体制は、訓練等を通じて発見される新たな課題を解消しレベルアップを図っていくため、継続的な改善が必要不可欠である。

各所属長は、現在の業務執行体制および執務環境では、業務開始（再開）目標時間までに業務を実施することが困難と想定される非常時優先業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

全庁的な対応が必要な場合は、防災危機管理局で調整の上、計画的に対応を進める。

2 教育・訓練の実施

大規模地震の発生時に、速やかに非常時優先業務を実施するためには、各職員がそれぞれ、大規模地震の発生時の対応を意識し、平常時の業務を実施する中で、準備を進めておくことが重要である。

このため、各所属においては職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、イメージトレーニングを行うなど必要な対策を講じる。

また、大規模地震の発生に備えた訓練を実施し、業務継続計画やマニュアル、その他対応方法等の実効性を確認する。

3 業務継続計画等の見直し

訓練等を通じて実効性を確認し、対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直し、業務継続計画やマニュアル、その他対応方法等も必要に応じて見直しを行うなど、継続的改善を行う。